

## 医療保険制度の概要

国民皆保険制のもと、医療の提供に必要な費用を社会保険方式により保障する制度であり、職域を主な基準とした以下のような複数の保険制度が並列する形式となっている。又、満75歳以上の後期高齢者等に対しては別途独立した医療保険制度（後期高齢者医療制度）が設けられている。

	国民健康保険 (国保)	被用者保険			後期高齢者医療制度 (長寿医療制度)
		組合管掌健康保険 (組合健保)	健康保険協会管掌健康保険 (協会けんぽ(旧政管健保))	共済	
保険者	市町村	健康保険組合	全国健康保険協会	共済組合	後期高齢者医療広域連合(都道府県単位で構成される市町村広域連合)
保険者数 (平成24年3月末)	1,717	1,443	1	85 (平成23年3月末)	47
被保険者	自営業者、年金生活者、 非正規雇用者等	主に大企業の被用者等	単独または共同でも健康保険組合を持つことができない中小企業の被用者等	国家・地方公務員や学校教職員等	①満75歳以上の者 ②満65～74歳のもので一定の障害状態にあると認定された者
被保険者数 (平成24年3月末)	3,520万人	2,950万人	3,488万人	919万人 (平成23年3月末)	1,473万人
窓口負担	3割負担 ※70～74歳の現行の窓口負担は1割(法律上は2割)、義務教育未就学前2割、その他各自治体において別途措置有り				1割負担 ※現役並みの所得がある場合は3割負担
保険料率の設定	保険者毎に設定	保険者毎に設定	保険者が都道府県毎の保険料率を設定	保険者毎に設定	保険者毎に設定
保険料負担率※	9.7%	5.0%	7.2%	4.9%	7.9%
財源構成	保険料 50% 公費 50% (国41:都道府県9)	保険料 50% 事業主 50% ※財政逼迫組合に対する公費補助あり	保険料 41.8% 事業主 41.8% 国庫 16.4%	保険料 50% 事業主(国、自治体) 50%	支援金 40%(各医療保険者) ※現役世代の負担 保険料 10%(後期高齢者) 公費 50%(国4:都道府県1:市町村1)
診療報酬の設定	諮問機関(中央社会保健医療協議会、社会保障審議会等)の意見を聴取のうえ国が設定				
診療報酬の給付審査	国民健康保険団体連合会(都道府県単位で市町村や国保組合により構成)	社会保険診療報酬支払基金(民間法人)			国民健康保険団体連合会(都道府県単位で市町村や国保組合により構成)

※保険料負担率・・・被保険者一人当たり平均保険料を被保険者一人当たり平均所得で除したもの

【平成25年4月22日第10回社会保障制度改革国民会議資料に基づき作成】

## 介護保険制度の概要

要介護者に保健・医療・福祉サービスを給付するため、国民の共同連帯に理念に基づき、要介護者を社会全体で支える新たな仕組みとして平成12年4月に導入。介護保険制度の保険者は市町村であり、被保険者は、①65歳以上の者（第1号被保険者）、②40～64歳の医療保険加入者（第2号被保険者）となっている。

	介護保険制度	
保険者	市町村 ※広域連合や一部事務組合で運営するケースも多い	
被保険者	第1号被保険者（65歳以上の者）	第2号被保険者（40～64歳の医療保険加入者）
人数（平成22年度）	2,910万人	4,263万人
受給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護状態（寝たきり、認知症等で介護が必要な状態）</li> <li>要支援状態（日常生活に支援が必要な状態）</li> </ul>	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病（特定疾病）による場合に限定
保険料設定	サービス利用状況の見込みに応じて保険者（市町村）ごとに設定 ※市町村が3年ごとに改定する介護保険事業計画のサービス費用見込額に基づき、保険料を見直し	国が医療保険者毎の総額を設定し、それに基づき各医療保険者が保険料を設定
保険料徴収	市町村が徴収（原則、年金からの源泉徴収）	医療保険者が医療保険の保険料と一括徴収
窓口負担	1割負担 ※所得を問わない	
財源構成	給付総額について 公費 50%（国25%、都道府県12.5%、市町村12.5%）※施設介護給付は国20%、都道府県17.5% 保険料 50%（第1号21%、第2号29%） ※給付総額の50%部分を第1号被保険者、第2号被保険者の人数比按分で負担 ※介護保険制度の財政を安定させるために、都道府県に別途財政安定化基金を設置（【負担】国・都道府県・市町村＝1：1：1） （市町村の介護保険財政悪化に対し、資金交付や資金貸付を行う）	
介護報酬の設定	諮問機関（社会保障審議会）の意見を聴取のうえ国が設定	
介護報酬の給付審査	国民健康保険団体連合会（都道府県単位で市町村や国保組合により構成）	

【平成25年4月22日第10回社会保障制度改革国民会議資料に基づき作成】